

議案第14号

杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例を廃止する条例

杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例（平成24年杉並区条例第27号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 中小企業勤労者福祉事業会計の平成29年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同年度の決算上生じた剰余金は、一般会計に繰り入れるものとする。
- 3 この条例の施行の際、中小企業勤労者福祉事業会計に所属する権利義務は、平成29年度の収入及び支出に係るもので同年度の出納の完結の際中小企業勤労者福祉事業会計に所属するものにあつてはその出納の完結の際に、その他のものにあつてはこの条例の施行の際にそれぞれ一般会計に帰属するものとする。
- 4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。
- 5 この附則に規定するもののほか、杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例の廃止に伴うこの条例による廃止前の杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例第2条第2号に規定する勤労者福祉事業（生活の安定に関する事業に限る。）に関して必要な経過措置は、規則で定める。

（提案理由）

勤労者福祉事業を廃止する必要がある。